

# 公益社団法人豊島区医師会における個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人豊島区医師会（以下、「本会」という。）は、「個人情報保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及びその精神を尊重、遵守し、本会が定款第3条に定める目的に沿って同第4条に定める事業のために取得・使用する個人情報について、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行して個人情報の適切かつ安全な取扱いに努めます。

## 1 個人情報保護規程の制定

本会は、この個人情報保護方針を実行するために「公益社団法人豊島区医師会個人情報保護規程」を制定し、一般に公表するとともに、本会会員その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持して参ります。

## 2 個人情報の収集

本会は、個人情報の主体である本人（以下、「本人」という。）に予め収集・利用目的を告知し、その同意を得た上で個人情報を収集致します。

## 3 個人情報の利用

本会が収集した個人情報は、本人から同意を得た利用目的の範囲内でのみ利用致します。

## 4 第三者への開示・提供の制限

本会が収集した個人情報は、

- ① 利用目的に関する業務を第三者に委託して個人情報を預ける場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合を除き、本人の同意なく第三者に開示・提供することは致しません。

## 5 管理体制

- (1) 本会は、収集した個人情報について、不正アクセス、盗難、持出し、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、必要な予防措置とこれらの事態が発生した場合の是正措置を講じ、適正に管理致します。
- (2) 本会は、利用目的に関する業務を第三者に委託する場合、信頼できる業者を選定した上で個人情報取扱契約を締結し、預けた個人情報について適正な管理が行われるよう指導・監督致します。
- (3) 本会に「個人情報に関するお問い合わせ窓口」を設け、本人による個人情報の開示・訂正、削除、利用停止等に関する依頼や、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を随時受け付け、誠意をもって適切かつ迅速に対応致します。

## 6 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本会は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に

努めて参ります。

- (2) 本会が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善致します。

平成27年1月1日

個人情報に関するお問い合わせ窓口

〒171-0021

東京都豊島区西池袋3-22-16

公益社団法人豊島区医師会総務庶務部

TEL 03-3986-2321

# 公益社団法人豊島区医師会 個人情報保護規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人豊島区医師会（以下、「本会」という。）が、本会における「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本会の会員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報となる。

### (2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ コンピュータを用いていない紙の個人情報を一定の規則（例えば五十音順）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるように目次、索引、符号等を付けてファイリングしているもの

### (3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

### (4) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データで、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6か月以内に消去するもの以外のものをいう。

### (5) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (6) 会員等

「会員等」とは、本会に所属するすべての会員及び職員をいう。

### (7) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、本会理事の中から会長によって指名され、本規程及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、すべての会員等に適用する。会員等が退会・退職した後においても、その在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、本規程に従うものとする。

2 各種委員会委員、顧問及び本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、これらの従事者は本規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、これらの従事者に対し、本規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本会においては、会長は、総務庶務部管掌副会長を個人情報管理責任者に指名する。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本会で取り扱う個人情報について、本規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本会の事業において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用

目的の範囲内でなければならない。

(個人情報提供)

第7条 個人情報は、利用目的に関する業務を第三者に委託して個人情報を預託する場合、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合を除き、本人の同意なく第三者に開示・提供してはならない。

2 個人情報の利用目的に関する業務の一部又は全部を第三者に委託する場合には、その利用目的の範囲内において、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り個人情報を預託できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営むものであること

(2) 本規程と同等以上の個人情報保護規程を有し、かつ、個人情報保護及びセキュリティ管理につき適正な運用及び実施がなされているものであること

(3) 信用状況に問題がなく財務上の安全性が確認されているものであること

(4) 本会との間に、次の事項を入れた適正な内容の個人情報保護に関する個人情報取扱契約を締結し、これを遵守するものであること

① 守秘義務の存在、取り扱うことのできる者の範囲に関する事項

② 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法に関する事項

③ 預託先の個人情報の取扱担当者に対する個人情報保護のための教育・訓練に関する事項

④ 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項

⑤ 預託した個人情報に漏洩その他の事故があった場合の措置及び責任分担に関する事項

⑥ 再委託に関する事項

⑦ 本会からの監査の受入れに関する事項

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに基づいて第三者に個人情報を預託した場合には、預託先が本会との個人情報取扱契約を遵守していることを確認し、預託した個人情報の適切な管理が確実に実施されるよう随時指導・監督するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、盗難、持出し、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、随時、個人情報の安全管理のため必要かつ適正な措置を定め、

当該個人情報を取り扱う会員等にこれを遵守させなければならない。

(会員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を取り扱う会員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・廃棄を行うに当たり、消去・廃棄の日時、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を記録した書面、あるいは電磁媒体を各部の個人情報取扱担当者に作成させ、これを本会の定款施行細則第128条に定める業務遂行に必要なその他の文書に則り、5年保存しなければならない。

3 個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にした上で廃棄するか、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

4 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、信頼できる業者にデータの消去を依頼する方法により、あるいは記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄する。

5 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、信頼できる業者に依頼し個人情報を完全に消去してから転用する。

6 個人情報の廃棄作業は各部の個人情報取扱担当者が行う。

7 廃棄の基準は、本人に告知しなければならない。

(漏洩に対する通報及び調査義務)

第12条 会員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について会員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事会及び関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定して会員等に周知徹底させなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本会が保有している個人情報について、本人から自己の情報の開示を求められた場合は、速やかに応じるものとする。

2 本会が保有している個人情報について、本人から自己の情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で速やかに調査を行い、その結果に基づいて対応するものとする。この場合、本人に対し、当該個人情報について本会が取った対応の結果及び内容を遅滞なく通知するものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 本会が保有している個人情報について、本人から自己の情報の利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、速やかに応じるものとする。ただし、当該個人情報の利用又は第三者への提供が次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の重大な権利利益を保護するために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

(苦情・相談の処理)

第16条 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けて対応するため、総務庶務部に「個人情報に関するお問い合わせ窓口」を設置する。

2 個人情報管理責任者は、「個人情報に関するお問い合わせ窓口」の連絡先を本人に告知しなければならない。

3 総務庶務部の「個人情報に関するお問い合わせ窓口」担当職員は、受け付けた個人情報の取扱いに関する苦情・相談の内容を総務庶務部担当理事及び個人情報管理責任者に報告し、その指示に基づいて当該苦情・相談に対応するものとする。

(本規程等の見直し)

第17条 個人情報管理責任者は、適切な個人情報の保護を維持するため、本会の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、個人情報保護方針、本規程、本会の管理体制及び対応業務等を継続的に見直し、適宜理事会の承認を得て改善するものとする。

(改 廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成27年 1月 1日より施行する。

(平成26年12月19日理事会議決)